

2025年2月21日

各位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号: 8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 取締役 総合企画部長 岡田 俊哉
電話 06-6204-1193

再発防止策の策定と取り組みに関するお知らせ

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」、2024年10月30日付「2024年9月期決算発表の延期及び過年度決算訂正に関するお知らせ」及び2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、調査委員会から調査報告書及び追加調査報告書（以下「調査報告書等」という。）を受領いたしました。

調査報告書等では、PV計算の誤謬の発生原因の分析に加え、内部統制上の要改善事項、及び再発防止・業務改善策を指摘及び提言されております。

当社は、調査報告書等において指摘された事項及び再発防止・業務改善策の提言を真摯に受け止め、当社の内部統制上の要改善事項をあらためて認識し、内部統制の強化を当社の最重要課題と位置づけております。2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にて、再発防止策につきましては過年度決算の訂正及び2024年9月期決算の策定後に公表するとお知らせしておりましたが、迅速に対応すべく取締役会をはじめとした社内の会議体で議論を行い早期策定いたしましたので、予定を早めてお知らせいたします。

記

1. 経緯

(1) 本事案の概要と経緯について

当社は、保険代理店事業における代理店手数料売上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法（以下「PV計算」といい、PV計算により計上された売上を「PV売上」という。）につきまして、当社の会計監査人である桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるため、見積りの再検証が必要であるとの指摘を受けました。当社は、監査法人からの指摘を受けて、事実関係の調査のための社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成し、当該調査委員会において調査した結果、手数料計算システムにおいて発生していた想定外のエラーに対して適切な対応が行われておらず、PV売上の金額算出のプロセスが精緻ではなかったことが判明いたしました。なお、PV計算の結果と実態の乖離については意図的なものではなく、当時の経営陣等から担当者に対して、実態のない売上や一定額以上の売上を計上するような指示、ないし圧力がかかっていた事実や、当時の経営陣等がPV売上額が不適切となっていたことを認識していた事実は認められませんでした。

本事案を受け、当社は PV 計算の実態との乖離額の算定作業を行っておりますが、2024 年 10 月 30 日付「2024 年 9 月期決算発表の延期及び過年度決算訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、この乖離についての影響は単年度のみならず過年度にも及ぶため、2024 年 9 月期決算発表の延期及び過年度決算の訂正を行うことで是正することが適切であるとの判断に至りました。

(2) 本事案の発生原因の分析

① PV 計算作業の環境の整備が十分でなかったこと

当社が PV 計算を行うにあたって使用していたシステム（以下「手数料計算システム」という。）は、もともと登録されていた支払規定回数を超える自動更新型の契約を処理するとき等にエラーが発生し、その際には PV 計算の修正をする作業が発生しますが、そのエラー件数は毎回相当数に上り、かつ手数料計算システムの基礎データとなる代理店手数料明細の入手時期が決算確定日の約 20 日前であり、PV 計算及び検証の時間的猶予を十分に確保できていなかったにもかかわらず、システムの根本的な改修や担当者の増員等、適切な対策を講じることができておりませんでした。

② 短期間での担当者の交代及び引継が不十分であったこと

PV 計算は多数の保険会社及び保険契約ごとの代理店手数料規程を確認及び把握して計上範囲を個別に特定するという非常に複雑かつ専門的な業務であるにもかかわらず、担当者は一人または少数であり、部門異動や退職によって担当者に変更になる際も、正しく業務引継書が作成されていなかったことから、適切な引継が十分に行われておりませんでした。また、業務の進め方やエラーの対処法等を記したマニュアルを作成しておらず、当時の直属の上司も PV 計算に精通していたわけではなく、担当者が業務について当該上司の指示を仰ぐことができなかつたため、担当者は PV 計算及び手数料計算システムに対する理解が不十分で場当たり的な対応になっておりました。

③ PV 計算担当者においてプレッシャーを感じていたとうかがわれること

PV 計算担当者は、管理会計上の PV 売上推定額が正しいという前提のもと、実際の算出額との間に乖離がある場合にはその差異を減少させなければならないと考え、PV 計算の修正作業を行っておりました。PV 売上推定額については当社が対外的に公表している業績概要の速報値にも使用されており、また、PV 計算の基となる保険会社からのデータ受領から決算確定までの時間的猶予が十分ではない中で作業を行わなければならなかつたため、PV 計算担当者は一定以上のプレッシャーを感じていたことがうかがわれております。

④ 監査法人とのコミュニケーションが不足していたこと

各保険会社について少なからず存在する、契約期間満了時に保険契約が自動的に同期間で更新される自動更新の契約を例にとれば、一部の保険会社の代理店手数料規程には更新後の手数料が支払われる旨規定されているため、PV 売上を計上する余地があつたにもかかわらず、営業収益計上細則に自動更新の契約の取扱いに関するルールを定めることや、監査法人と自動更新後の手数料の計上について具体的に協議する等、適切な対応をとることができておりませんでした。

⑤ 担当者の申告に対して適切に検証する内部統制が十分に機能しなかつたこと

当社は、コンプライアンス基本方針を定め、別途規定する「コンプライアンス規程」に基づき、従業員は PV 計算に限らず社内において法令等に違反する行為や違反するおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、直ちに部内のコンプライアンス担当者及びコンプライアンス責任者である部門長に報告する役割を担っており、部門長は申告内容を確認のうえ、速やかにコンプライアンス担当部門へ報告するルールが定められております。また、コンプラ

イアンス担当部門は、通常部門長や担当者から報告を受けた場合は、検証のうえ、別途規定する「コンプライアンス委員会規程」に基づき、3ヶ月に1回開催されるコンプライアンス委員会に報告を行っております。2023年6月頃にPV売上担当者から部門長に対して不正の可能性を示唆する報告があったものの、その後当該担当者が勘違いである旨伝えたこと、及び外部からの出向者であり着任当初であった部門長が、当該規程の認識やPV計算に関する業務理解が不十分であったことから、当該申告の事実が正確に上層部に伝えられることなく、またコンプライアンス担当部門への報告も行われなかったため、コンプライアンス担当部門による検証に至りませんでした。

⑥ 会計上の誤謬を防ぐ内部統制上の仕組みが十分ではなかったこと

当社では内部監査室が業務監査と内部統制（J-SOX）監査を行い、内部統制が機能しているかどうかモニタリングを行っておりますが、従前実施していた監査では、各事業年度の決算開始前に内部統制計画を策定し、PV計算に関してどのようなリスクや誤謬が発生しうるか毎期検討し、監査項目や方法について監査法人とも相談のうえ定めるとともに、その後も必要に応じて検証方法の変更や検証資料の追加、サンプルの変更や追加を行ってまいりました。決算時には、PV計算を行う手数料計算システムから算出された結果について実在性や入金検証等のモニタリングをサンプル確認で行ってまいりましたが、本事案を発見することができず、不足があったと認識しております。

2. 再発防止策

上記1.(2)①から⑥に記載の原因は、当社が財務会計上PV計算による代理店手数料売上を計上する会計方針を採用するにあたっての、導入時及び運用時のリスクマネジメントの問題であり、下記再発防止策のとおり、当社のリスクマネジメント態勢を強化してまいります。

(1) あるべきPV売上の計上方法の整理及びPV計算のための仕組みの再整備等

上記1.(2)①を踏まえて、下記の対応を行います。

① あるべきPV売上の計上方法の整理等

・営業収益計上細則の改訂

営業収益を適正に計上することを目的に策定している社内規程である「営業収益計上細則」に、PV売上における「自動更新」契約、及び当社が他代理店から保険会社に対する手数料債権の譲渡を受けた保険契約について、手数料債権の内容、収益認識時点、収益額の算定方法等の詳細を追記し、全社に周知いたします。

・代理店手数料規程の管理・運用

PV計算の基本となる代理店手数料規程について、保険会社における改訂の情報を速やかに取得し、PV計算部門、会計処理担当部門、及び内部監査部門で情報を共有する仕組みを構築いたします。代理店手数料規程の管理においては改廃や変更を時系列で記録し、手数料計算システムへの反映処理の記録と照合できるようにいたします。

② PV計算のための仕組みの再整備

・手数料計算システム及び運用の見直し

上記1.(2)①のとおり、PV計算担当者は、手数料計算システムによる計算で大量にエラーが発生していたためエラー解消作業に取り組む必要があったものの、手数料計算システムの根本的な改修ができておりませんでした。

下記の基本的な考え方を基に手数料計算システム及び運用の見直しを進めております。進行期（第30期）の決算から運用を開始できるよう、新しいシステムを構築いたします。

< 新手数料計算システムの構築の基本的な考え方 >

- * システムの高度化を推進し、手作業の介在する余地を可能な限り排除し、システムにより効率的かつ確実に正しい計算が行われる仕組みを再構築します。
- * 手作業での入力が必要な場合においては入力時のダブルチェックを徹底してミスを防止するとともに、計算結果のサンプルチェックを実施し、検証することで入力値の適正性を担保します。
- * システムの高度化の前提として、PV 計算の基礎となる保険契約のデータベースや代理店手数料規程の検証を継続し、会計上の見積りの精度向上を継続的に行います。
- * システムエラー発生時の対応や、手数料規程や保険契約データの変更時の処理ルールを整備し、計算条件の変化が適切に PV 計算に反映できる仕組みを再構築します。
- * 決算時に PV 計算結果を検証する現状の仕組み（検証に使用する外部データや利用方法、業務内容と実施時期等）について、決算スケジュールとの関係での実行可能性も勘案して再検証し、より実効性のある業務手順への見直しを行います。

(2) 適切な人員配置、情報共有

① 担当者変更時の引継体制の整備

上記 1.(2)②を踏まえて、下記の対応を行います。

・マニュアルの整備

PV 計算は、多数の保険会社及び保険契約ごとの代理店手数料規程を確認及び把握し、その計上範囲を個別に特定するという極めて複雑かつ労力のかかる業務であるため、PV 計算に係るマニュアルを作成し、担当者が正しい計算方法の把握や不明点の確認等各種業務を滞りなく対応できるよう 2025 年 4 月末日までに整備いたします。

・引継時のルールの周知

* 当社では従前から、担当者等の異動や退職等の事由があった際には、担当業務を後任者に引き継ぐために、「業務引継規程」に基づき、所定の「業務引継書」もしくは部門独自の書式で引継書を作成し、引継をする者と引継を受ける者が連署して部門長に提出する必要がある旨を定めております。あらためて引継時のルールの周知を図り、適切な引継を行います。

* 引継に必要な時間を十分に確保するとともに、「業務引継書」及びマニュアルを基に引継を実施し、部門長が引継状況を確認する体制にいたします。

② 組織及び人的体制の整備

上記 1.(2)②及び⑥を踏まえて、内部統制における 3 つのディフェンスラインの考え方に沿って、日々の業務においてリスクの特定及び必要な統制手続を行う第 1 線、業務執行部門から独立した立場でリスク及び管理状況の監視を行う第 2 線、業務執行部門及びリスク管理部門から独立した立場から合理的な保証を提供する第 3 線の組織及び人的体制をそれぞれ整備いたします。

- ・ 第 1 線である PV 計算部門（PV 計算による売上について売上報告書を作成し経理部門に提出）と、第 2 線である経理部門（報告された PV 計算結果に基づいて PV 売上の検証を行う）について、専門スキルと業務量に応じた適正な人員配置を行います。また、各種業務において少人数による属人的な対応にならないよう承認プロセスの運用徹底を図ります。第 1 線の部門には 2025 年 2 月 1 日付で保険会社との折衝経験が豊富にあり、各社の手数料規程や PV 計算業務に精通した人員を配置いたしました。決算スケジュールに沿って余裕をもって PV 計算及び検証を行える体制へさらに整備してまいります。
- ・ 第 2 線の経理部門には、経理部門の担当業務の範囲と効率性を検証し、2024 年 10 月 1 日付で必要な人員を配置し増強を図っております。また、業務マニュアルの作成や担当者の研修を行うこ

とで業務の正確性を向上させ、PV 計算にかかる検証等経理部門の機能が十分に発揮されるよう体制を整備してまいります。

- ・第3線である内部監査部門についても、過去に内部監査室に在籍していた経験があり、社歴が長く内部統制業務や他部門の各種業務に精通した人員を2024年12月1日付で配置いたしました。今後経理経験者の配置を含め更なる体制強化を図ってまいります。

(3) PV 計算担当者にかかるプレッシャーの排除

上記1.(2)③を踏まえて、下記の対応を行います。

① PV 計算手法についての見直し

上記1.(2)③を踏まえて、PV 計算担当者にかかるプレッシャーを排除するため、上記2.(1)②に記載のとおり、PV 計算手法の見直しを進めます。見直しにおいては「エラーを発生させないシステムの検討」、「エラーが発生した際の検証方法、修正作業の検証」及び「内部監査室によるサンプリングチェック」を組み込んで検討を進めております。

また、PV 計算担当者は、管理会計上の PV 売上推定額が正しいという前提のもと、手数料計算システムによる計算のエラー修正を行っていたことから、今後は PV 計算にあたって管理会計上の PV 売上推定額を使用しない運用とすることで、PV 計算担当者にかかるプレッシャーを排除いたします。

② 決算確定までの時間的猶予の確保

従前は、手数料計算システムの基礎データとなる代理店手数料明細の入手時期が決算確定日の約20日前であり、PV 計算及び検証の時間的猶予が確保できておりませんでした。今後は PV 計算の基礎とするデータについて早期入手が可能なデータの使用を検討しつつ、前項①に記載のとおり、手作業の介在する余地を可能な限り排除し、システムにより効率的かつ確実に正しい計算が行われる仕組みを再構築することで決算確定までの時間的猶予を確保いたします。

(4) 監査法人とのコミュニケーション強化

上記1.(2)④を踏まえて、PV 計算部門及び経理部門について、専門スキルと業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、PV 計算に限らず難易度の高い会計処理を行うに当たっては、監査法人とのコミュニケーションをこれまで以上に密に行い、認識のギャップを生じさせないよう十分なコミュニケーションがとれる体制を構築いたします。

(5) 担当者から申告があった場合に適切に検証する仕組みの整備

上記1.(2)⑤を踏まえて、下記の対応を行います。

① 担当者が上長に対して各種業務の報告・連絡・相談ができる環境の整備

・担当者の上長とのコミュニケーション強化

各種業務の進捗報告や課題点の共有、解決策の相談等デイリーでのコミュニケーションを強化いたします。具体的には、毎日各部で行っている朝会ミーティングで課題点や問題点の共有を行い、担当者だけでなく課員、部員とともに組織で問題解決できる体制を強化いたします。

また、本事案当時の PV 計算担当者同士や上司への業務相談等は主に slack ツールで行われていましたが、slack ツールの利用方法については、会話している者同士しか内容を把握できない DM (ダイレクトメッセージ) 形式でのやり取りが大半であったために、他の部員や上司、内部監査担当者、経営陣が該当部門でどのようなことが起こっているのか把握できない状態となっております。

た。そのため、コミュニケーションツールの運用細則を策定し、業務に関するやり取りについては原則チャンネル形式を用いることとし、証拠を通じて業務の状況を把握・管理しやすくするとともに、モニタリングや監査を適宜行うことで重大事案の発生を未然に防ぐことのできる体制を整えてまいります。

② 申告方法の周知、機能強化

- ・上記1.(2)⑤のとおり、当社では「コンプライアンス規程」において、従業員は、社内においてコンプライアンス違反を発見した場合には、直ちにその旨を上司、コンプライアンス担当者及びコンプライアンス責任者に報告するルールがあるため、あらためて全社に向けて「コンプライアンス規程」の周知を図り、当該規程が機能するよう強化してまいります。

- ・スピークアップ制度（内部告発者保護制度）の周知・利用促進

当社では、社内においてコンプライアンス違反を発見した際に、何らかの理由により、上司への通常の報告ルートでは迅速な問題の解決が図れない場合や、そのおそれがある場合のためにスピークアップ制度を導入しており、社内と社外にそれぞれスピークアップ窓口を設けております。当制度の仕組みや利用方法について、あらためて全社に向けて周知を図るとともに、通報が通報者自身の不利益に繋がることがないことも周知することや、スピークアップ制度に限らず、取締役、監査役に対して通報、相談できることを周知し、何かあった際に相談しやすい環境を整えます。

③ コンプライアンス違反等に係る申告を適切に検証する仕組みの周知、機能強化

上記1.(2)⑤のとおり、当社では「コンプライアンス規程」において、取締役会、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当部門等それぞれの組織の役割が規定され、各部門の部門長はコンプライアンス責任者としての役割を担っております。コンプライアンス責任者である部門長は、部下よりコンプライアンス違反等不正が疑われる行為について申告があった場合、申告内容を確認のうえ、速やかにコンプライアンス担当部門へ報告することが求められております。なお、コンプライアンス責任者（部門長）自身に係る事案の場合は、担当者はコンプライアンス担当部門に直接報告することになっております。

コンプライアンス担当部門は、通常部門長や担当者から報告を受けた場合は、別途規定する「コンプライアンス委員会規程」に基づき、3ヶ月に1回開催されるコンプライアンス委員会に報告を行います。事案の性質を鑑み、コンプライアンス委員会事務局（コンプライアンス担当部門）が、即座にコンプライアンス委員長（代表取締役社長）等への報告が必要であると判断する場合は、即時報告と対応を行います。このように、コンプライアンス違反が発生した場合の対応に関する仕組み及び規程は既にございますが、あらためて全社に仕組みや規程の内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス担当部門と各部門長との定期的な面談を実施する（参照 後述(7)②）等コミュニケーションを密にし、当該仕組み及び規程が機能すべく体制を強化いたします。

(6) 業務監査及び内部統制（J-SOX）監査の強化

前項までの会計上の誤謬を防ぐ内部統制上の仕組みを整備するとともに、上記1.(2)⑥を踏まえて、内部監査室による業務監査及び内部統制（J-SOX）監査を強化いたします。

- ・2024年12月1日付で内部監査室に内部統制（J-SOX）監査を担当する人員を補強いたしました。今後も経理経験者の配置や監査に必要な財務会計知識・内部統制知識の習得を図るべく研修会等を実施し、体制を強化してまいります。
- ・内部統制（J-SOX）監査における関連部門での各業務プロセスについて、不正リスクを勘案した

視点で再検証し強化してまいります。PV 計算においては既に、進行期以降の PV 計算手法の検討に内部監査室員が参加し、監査の範囲、頻度、対象等の見直しを進めており、実効性のある統制を構築してまいります。特にシステム化が困難で人の手を介在させなければならない部分については、定期的、かつ発生時ごとにルールの整備及び運用が適切であるか等モニタリングするとともに、PV 計算結果及び PV 売上について独自にサンプリングチェックし検証体制を強化いたします。

- ・発見的統制を強化し、エラーや不備等を通じて間違いを早期に発見し、改善する体制を構築してまいります。
- ・会計処理に関する誤謬や不正の事実や兆候を早期に発見できるよう、内部監査室が定期的な社内アンケートを実施し、従業員の気づきや兆候情報を積極的に収集してまいります。

(7) コンプライアンスの推進

当社は、本事案と同種の事案の発生を防止するために、以下のとおり、更なるコンプライアンスの推進を図ってまいります。

① 会計コンプライアンスマインドの醸成・浸透

当社では経理業務に関する規程をはじめとした、倫理規程やコンプライアンス規程等、従業員が業務を遂行するうえでの指針を定めておりますが、コンプライアンスマインドや倫理観を醸成するための集合研修や CMS 研修を適宜実施し、具体的かつ本質的な理解に繋げてまいります。

② 定期的な啓発活動

- ・当社では半期に 1 回、各部支店に対し規程や潜在的なリスクの確認、コンプライアンス推進度合いの確認を目的として、コンプライアンスチェックリストによる定例報告を求め、各部支店の回答結果を基にコンプライアンス担当部門からのフィードバック面談を実施しております。各部支店の業務についてより細部まで確認できるよう、あらためてチェックリストに記載する項目の見直しを行うとともに、各部支店の従業員自身が積極的にリスク感性を高める組織風土を形成することで、第 1 線でのコンプライアンス推進を活性化させてまいります。
- ・従業員のコンプライアンス意識の向上、不備事案の共有、関連法令や規程の周知を目的として、コンプライアンス通信を不定期で発行しておりますが、コンプライアンス通信の発行頻度を高めるとともに、従業員一人一人が当事者意識を持ち本質理解に繋げられる内容に見直してまいります。

③ 各種事案発生時の指導

当社では事務過誤やお客様の声等、各種不備事案発生時、当事者に対して反省と再発防止を促すための指導や面談を実施しておりますが、該当事案に対する指導のみならず、対話型のコミュニケーションを通じて、土台となるコンプライアンスマインドや倫理観の醸成に繋げられる指導を実施してまいります。

(8) ガバナンス体制の強化

当社は、本事案と同種の事案の発生を防止するために、以下のとおり、更なるガバナンス体制の強化を図ってまいります。

① 取締役会の機能強化

当社では月に 1 回定時取締役会を開催し、経営に関わる様々な議論を行っており、内部統制上の問題があれば担当部門から発議があり、議論の上対処できる仕組みを整えておりました。しかしな

がら本事案については、内部監査部門がモニタリング等を通じて誤謬に気付くことができず、取締役会に議案が上程されることはなく、経営として迅速かつ適切な対処を行うことができませんでした。

今後はPV計算に限らず財務会計上の難易度の高い会計処理といった経営に重要な影響を及ぼす業務を行う際には、重要なリスクを洗い出して評価及び分析をした上でリスク回避・リスク軽減策を策定する等、業務担当部門だけでなく取締役会においても十分に議論して判断することといたします。

また、今回定めた再発防止策について、現場で整備・実行されているか、その他重大事案に繋がりにくいリスクやヒヤリハットがないか、内部監査部門が月次でモニタリングを行った結果を取締役に上程することで、取締役会が現場の状況を把握しやすい体制を整えるとともに、経営からも適宜意見や牽制を行うことで、経営と現場での双方向型のコミュニケーションを増やし、ガバナンス体制のより一層の強化を図ってまいります。

② ガバナンス委員会の機能強化

当社は取締役会の諮問機関として社内委員と弁護士で構成されるガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、コーポレートガバナンスの向上のため、役員等に対する牽制機能強化を目的に設置され、当社の経営に影響を与える可能性のあるガバナンスに関わる問題についての検討状況の検証や、関連当事者取引及び関連当事者取引に該当する恐れのある取引に係る報告と検討、当社の役職員の行動規範となるべき企業倫理規範の検討等について審議し、取締役会に審議内容を報告しております。前項①のとおり、今後取締役会において、経営に重大な影響を及ぼす業務を開始または改定する際等には、リスクマネジメントの観点から十分な議論がなされ、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図れているかについて、ガバナンス委員会で協議し提言を行ってまいります。

当社は、これらの再発防止策を、内部統制及びコンプライアンス強化の最重要事項と位置づけ、全社を挙げて取り組み、株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様からの信頼回復に努め、会社の持続的成長を通じて保険業界の発展に貢献してまいります。

以 上

<再発防止策実施体制>

